



制度・業務

マイナンバーカードの訪問申請受付



HP

自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅に本人限定受取郵便（書留）で郵送します。

日時 2/13(木)・18(火)・26(水) 10:00、14:00

対象 交野市に住民登録があり、病気や障がい等の理由により自身で外出することが難しく、初めてマイナンバーカードを申請する方

手続きに必要なもの 本人確認書類(顔写真あり書類1点または顔写真なし書類2点)、通知カードまたは個人番号通知書、住民基本台帳カード(所有者のみ)
※通知カードおよび住民基本台帳カードは受付時に返納してください。

申込条件

- ①訪問先は交野市内であること。
- ②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③申請者本人が訪問先におり、申請できること（15歳未満の方および成年被後見人は法定代理人の同席が必要）。
- ④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。
- ⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。
- ⑥職員が自動車で訪問するため、無料の駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。
- ⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望する場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。

予約日 2/3(月)～

予約方法

希望日の3日前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル ☎0570-048978 (月～金曜日9:00～17:30 祝日・年末年始を除く)(先着) 詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

☎ 市民課 ☎892-0121

マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付



申請

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない方は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 2/2(日)・22(土) 9:00～12:00 ※予約優先制

予約電話 ☎0570-048978(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しく下さい。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121

フレンドタウン交野で マイナンバーカードの申請受付



申請

無料で顔写真の撮影を行います。カードは約1～2か月で「本人限定受取郵便」で受け取れます。持ち物が不足していると、後日市役所でのお受け取りとなります(完全予約制)。

日時 2/16(日) 10:00～12:00、13:00～16:00

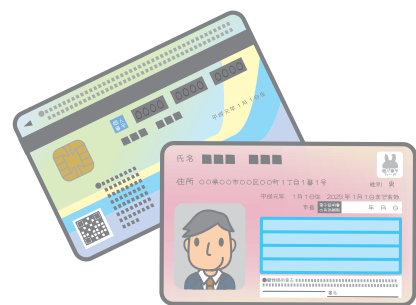
場所 フレンドタウン交野1階 エレベーター前フロア

対象 交野市に住民登録があり、初めてマイナンバーカードを申請する方(本人限定)

持ち物 本人確認書類(詳細はHPまたはお問い合わせ)、通知カードまたは個人番号通知書、住民基本台帳カード(所有者のみ)

申込 2/3(月)～10(月)にweb予約または予約専用ダイヤル ☎0570-048978(平日9:00～17:30)

☎ 市民課 ☎892-0121



マイナンバーカードと電子証明書の有効期限

マイナンバーカードとカードに搭載されている電子証明書には有効期限があります。マイナンバーカードの有効期限が過ぎた場合は、身分証明書として使えなくなります。また、マイナンバーカード自体は有効期限内であっても電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、e-Tax等の電子申請、健康保険証利用登録や利用、コンビニ交付等に使えなくなりますので、更新手続きをしてください。有効期限の3か月前となる日の翌日から更新手続きが可能です。有効期限を過ぎてしまった場合は、発行の手続きを行ってください。

☎ 市民課 ☎892-0121

市奨学金の貸付申請を受付



HP

経済的な理由で高校・大学等への就学が困難な方に学費の一部貸付制度を設けています。

※借家・持家別の所得制限があります。

対象 市内在住で住民票があり、学校教育法に規定する学校に進学または就学中の本人(保護者ではありません)

必要書類

- ▷普通奨学金貸付申請書(市HP掲載)
- ▷合格通知書
- ▷住民票(世帯全員・全部事項記載分)
- ▷R6年度(R5年分)課税証明書(世帯員で扶養に入っていない18歳以上の方全員分)
- ▷世帯が保護者名義の借家(賃貸)に居住の場合、賃貸契約書や家賃決定通知書(府営住宅)等、所在地、貸主、借主、家賃の記載がある書類の写し
- ※借家証明の提出がない場合は持ち家での審査になります。
- ▷ひとり親世帯の方は、それが分かる書類の写し(ひとり親家庭医療証や児童扶養手当証書等)

貸付額

- ▷高校・高専・支援学校高等部:年間4万円(特別貸付6万円)
- ▷大学・短大:年間6万円(特別貸付9万円)
- ※特別貸付は、R7年度に高校・大学等に進学する方が申請できます。

申請期間 3/31(月)まで

返還

卒業後、奨学生自身による償還(高校生等は月5,000円、大学生等は月1万5,000円)
※奨学生が卒業後さらに進学する場合、その在籍期間中は返還猶予となります。別途申請・証明が必要です。

☎ 学務保健課 ☎892-0121

重度障がい者医療助成制度

対象 次のいずれかに該当する方

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている。
 - ②療育手帳Aを持っている。
 - ③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている。
 - ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている。
 - ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に相当する。
- ※所得制限があります。助成開始は申請月から。

☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

児童手当の定例払い

次回の定例払いは2/14(金)で、R6.12・R7.1月分を支給します。定例払いは、すでに申請(現況届を含む)を済ませ、支給認定された方に支払います。未申請・書類不備等の方には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。

- ▷出生等で子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)
- ▷転入したとき(転入日の翌日から15日以内)
- ▷転出したとき
- ▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき
- ▷生計中心者が変更になったとき
- ▷その他、支給要件に該当しなくなったとき
- 10月からの制度改正に伴い、下記に該当する場合はR7.3/31(月)までに必ず届け出をしてください。
- ▷新たに多子算定対象となる大学生年代(18歳年度末以降22歳年度末まで)の子を養育している方
- ▷中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- ▷所得限度額超過により支給対象外となっていた方等

☎ 子育て支援課 ☎893-6406